

第 6378 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 2月 13日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 国外中古資産の償却費の損益通算規制

Q : 令和2年の税制改正で、国外中古資産の償却費の損益通算が規制されることとなったようですが、どのようになるのですか？

A : 不動産所得の損失のうち国外中古建物の償却費に相当する部分の金額は生じなかったものとみなすこととされます。

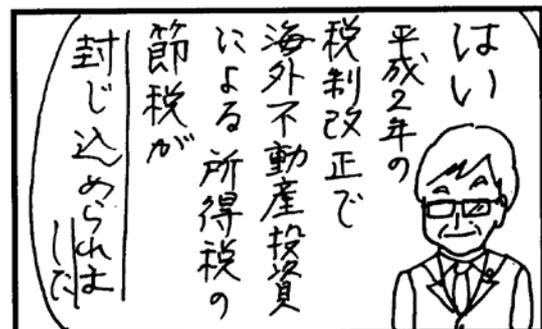
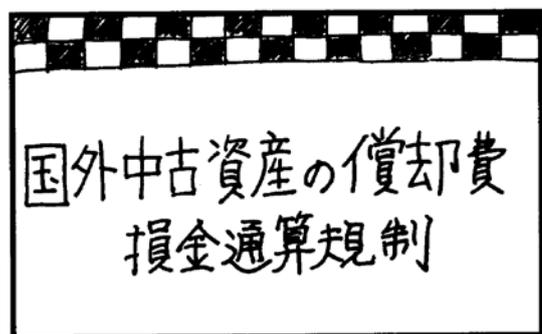
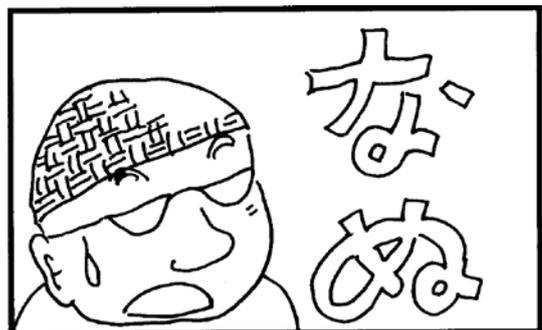
【解説】

令和2年の税制改正では、国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例が創設され、海外不動産投資による所得税の節税が封じ込められました。

具体的な内容は、次のとおりです。

個人が、令和3年以後の各年において、国外中古建物から生ずる不動産所得を有する場合において、その年分の不動産所得の金額の計算上、国外不動産所得の損失があるときは、その国外不動産所得の損失の金額のうち、国外中古建物の償却費に相当する部分の金額は、生じなかったものとみなします。

この場合の国外中古建物とは、個人において使用され、又は法人において事業の用に供された国外にある建物であって、個人が取得をしてこれをその個人の不動産所得を生ずべき業務の用に供したもののうち、不動産所得の金額の計算上、その建物の償却費として必要経費に算入する金額を計算する耐用年数を簡便法又は見積法(使用可能期間の年数が適切であることを証する一定の書類の添付があるものを除く)により算定しているものをいいます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】